

# 平成26年第1回豊頃町議会定例会会議録（第3号）

平成26年3月12日（水曜日）

## ◎議事日程

日程第 1		会議録署名議員の指名
日程第 2	陳情第2号	労働者保護ルール改悪反対を求める意見書の採択を求める陳情（陳情審査報告）
日程第 3	陳情第3号	地方自治体の臨時・非常勤職員の待遇改善と雇用安定のための法改正に関する陳情（陳情審査報告）
日程第 4	陳情第4号	特定秘密保護法の廃止を求める陳情（陳情審査報告）
日程第 5		一般質問
日程第 6	意見書案第1号	労働者保護ルール改悪反対を求める意見書
日程第 7	意見書案第2号	地方自治体の臨時・非常勤職員の待遇改善と雇用安定のための法改正に関する意見書
日程第 8	意見書案第3号	特定秘密保護法の凍結を求める意見書
日程第 9		議員の派遣
日程第10		委員会の閉会中の所掌事務調査の申し出（議会運営委員会）
日程第11		会期中の閉会

## ◎出席議員（8名）

1番 杉野好行君	2番 松崎政利君
3番 菅谷誠君	4番 欠員
5番 津久井精一君	6番 大谷友則君
7番 長谷川勝夫君	8番 藤田博規君
9番 小野木英毅君	

## ◎欠席議員（0名）

## ◎地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町	長	宮口孝君
副町	長	石田貢君

教 育 委 員 長	前 川 啓 一 君
教 育 長	菅 原 裕 一 君
農 業 委 員 会 長	竹 下 昌 徳 君
代 表 監 査 委 員	山 口 浩 司 君
総 務 課 長	山 本 芳 博 君
企 画 課 長	金 川 正 次 君
住 民 課 長	吉 村 進 君
福 祉 課 長	岩 城 光 洋 君
産 業 課 長	和 田 宏 樹 君
施 設 課 長	渡 部 邦 生 君
会 計 管 理 者	佐 藤 孝 夫 君
農 業 委 員 会 事 務 局 長	高 倉 明 君
教 育 委 員 会 教 育 課 長	柄 崎 明 久 君
子 育 て 支 援 所 長	瀬 尾 光 男 君
福 祉 課 健 康 係 保 健 師 長	辻 本 峰 子 君

◎職務のために議場に出席した者の職氏名

事 務 局 長	高 井 伸 夫 君
庶 務 係 長	木 村 ひ と み 君

◎ 開議宣告

- 小野木議長 これから、本日の会議を開きます。  
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎ 会議録署名議員の指名

- 小野木議長 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。  
会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、8番藤田博規議員及び1番杉野好行議員を指名します。

◎ 陳情第2号

- 小野木議長 日程第2 陳情第2号労働者保護ルール改悪反対を求める意見書の採択を求める陳情についてを議題とします。

本件について、委員長の報告を求めます。

松崎産業厚生常任委員長。

- 松崎産業厚生常任委員長 陳情審査報告書。

本委員会に付託された陳情を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第95条の規定により報告します。

記。

- 1、陳情受理番号。陳情第2号。
- 2、付託年月日。平成26年3月5日。
- 3、件名。労働者保護ルール改悪反対を求める意見書の採択を求める陳情。
- 4、審査の結果。採択すべきものと決定。

5、委員会の意見。我が国は働く者の多くが雇用関係の下で働く雇用社会であり、日本経済・社会の持続的な成長のために、雇用労働者が安定的な雇用と公平な処遇の下で働くことができる環境を整備することが必要であることから、願意妥当としたものである。

以上。

- 小野木議長 これから、質疑を行います。  
質疑はありませんか。

( 質 疑 な し )

- 小野木議長 質疑なしと認めます。  
これから、討論を行います。  
討論はありませんか。

( 討 論 な し )

●小野木議長 討論なしと認めます。

これから、陳情第2号を採決します。

この陳情に対する委員長の報告は採択とするものです。

お諮りします。

本件は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

( 異 議 な し )

●小野木議長 異議なしと認めます。

したがって、陳情第2号は、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

### ◎ 陳情第3号

●小野木議長 日程第3 陳情第3号地方自治体の臨時・非常勤職員の待遇改善と雇用安定のための法改正に関する陳情についてを議題とします。

本件について、委員長の報告を求めます。

松崎産業厚生常任委員長。

●松崎産業厚生常任委員長 陳情審査報告書。

本委員会に付託された陳情を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第95条の規定により報告します。

記。

1、陳情受理番号。陳情第3号。

2、付託年月日。平成26年3月5日。

3、件名。地方自治体の臨時・非常勤職員の待遇改善と雇用安定のための法改正に関する陳情

4、審査の結果。採択すべきものと決定。

5、委員会の意見。地方自治体の臨時・非常勤職員は、パート労働法、労働契約法等が適用されない法の狭間に置かれた存在になっている。臨時・非常勤職員の待遇改善、雇用安定に関する法整備を図ることは重要な課題であることから、願意妥当としたものである。

以上。

●小野木議長 これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

( 質 疑 な し )

●小野木議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

( 討 論 な し )

●小野木議長 討論なしと認めます。

これから、陳情第3号を採決します。

この陳情に対する委員長の報告は採択とするものです。

お諮りします。

本件は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●小野木議長 異議なしと認めます。

したがって、陳情第3号は、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

#### ◎ 陳情第4号

●小野木議長 日程第4 陳情第4号特定秘密保護法の廃止を求める陳情についてを議題とします。

本件について、委員長の報告を求めます。

大谷総務文教常任委員長。

●大谷総務文教常任委員長 陳情審査報告書。

本委員会に付託された陳情を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第95条の規定により報告します。

記。

1、陳情受理番号。陳情第4号。

2、付託年月日。平成26年3月5日。

3、件名。特定秘密保護法の廃止を求める陳情。

4、審査の結果。採択すべきものと決定。

5、委員会の意見。政府は、国政の重要問題である特定秘密保護法案を多くの国民の意見に耳を傾けずに、十分な審議を得ず強行採決により成立させた。特定秘密保護法は、国民の知る権利や言論の表現や報道の自由が侵害される危険性が高いだけでなく、日本国憲法における国民主権の原則、基本的人権の尊重や平和主義を侵害することも指摘されていることから願意妥当としたものである。

以上。

●小野木議長 これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(質疑なし)

●小野木議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

( 討 論 な し )

●小野木議長 討論なしと認めます。

これから、陳情第4号を採決します。

この陳情に対する委員長の報告は採択とするものです。

お諮りします。

本件は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

( 異 議 な し )

●小野木議長 異議なしと認めます。

したがって、陳情第4号は、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

### ◎ 一般質問

●小野木議長 日程第5 一般質問を行います。

1 項目ごとに発言を許します。

6 番大谷友則議員。

●6 番大谷議員 それでは、順を追って質問させていただきます。

1 番目の子宮頸がんワクチンの接種の取り組みと結果についてということで、一つ目として、全国的に接種による副反応が報告されているが、当町においては問題になるようなことが発生していないのかということでございます。

それから、二つ目として、接種を受けた方が不安な気持ちを持たれたことと思うが、接種後のケアは行っているのかということでございます。

そして、三つ目として、政府は、接種に関しては新たな方針を示すことになっていたが、どのような方針が出されたのか、また、豊頃町においては今後どのように取り組むかということで、質問をさせていただきます。

●小野木議長 答弁、宮口町長。

●宮口町長 答弁を申し上げます。

(1) の子宮頸がんの関係ですけれども、子宮頸がんの予防ワクチンにつきましては平成21年10月に認可されており、このワクチンの接種により抗体をつくり感染を防止、子宮頸がんの発症を予防するための接種が始まりました。本町におきましては、平成22年度に子宮頸がん等の予防接種緊急促進事業により接種開始を計画し、平成23年度から各条件等を踏まえて対象者に接種しております。

また、平成25年からは、予防接種法に基づく定期接種となりましたが、同年6月に厚生労働省から一部予防接種後持続的な頭痛の副反応が見られることなどの理由から、積極的に接種勧奨を行わないよう勧告が出されているところでございます。

この間、本町における接種は、平成23年度で61名、平成24年度で14名、平成25年度

で2名、合わせて77名がワクチン接種を受けましたが、現在報道されているような副反応による苦情等の報告は受けておりません。

次に、(2)の件でございますけれども、平成23年度の予防接種開始から当分の間については接種会場に保健士が同行し、接種状況を確認いたしました。ほかの予防接種との変化等が見られなかったために、その後は接種保護者が豊頃医院で予約ワクチン接種を受けている状況でございます。また、平成25年6月の厚生労働省からの勧告を受け、当該年度の接種対象者に対し、町としても予防接種を積極的に進めない旨、個別通知をしております。

なお、接種された方の保護者から、副反応に関する問い合わせ・相談等もない状況でございます。

(3)番目の件につきましてですけれども、平成26年1月20日に開催された厚生労働省のワクチン副反応検討部会の審議の結果、副反応として報告された症例、主に広範囲な頭痛、または運動障害をきたした症例については、ワクチン安全性への懸念とはとらえられないとの一定の合意が得られたものの、引き続き検討を重ねる必要があり、積極的な接種勧奨の是非については、次回以降に改めて検討されることとなっております。

本町といたしましても、現段階では積極的な接種勧奨を行わず、当面厚生労働省から指示される情報を注視しながら対応する考えであります。また、個別通知についても様子を見る考えであります。

以上です。

●小野木議長 大谷議員。

●6番大谷議員 国は積極的に呼びかける勧奨を中止しておりますが、接種してはいけないということではないのでありますから、接種の効果はと十分あるということで認められておりますし、何千分の1の副反応が報告されておりますが、そういった中で豊頃町においては独自に取り組む考えはないということで、今後は様子を見るという考え方ですか。

●小野木議長 答弁、宮口町長。

●宮口町長 専門的なことについては詳しく、また担当のほうからも説明させますけれども、現状ではこのような考えであります。

●小野木議長 暫時休憩します。

午前10時15分 休憩

午前10時16分 再開

●小野木議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

答弁、岩城福祉課長。

●岩城福祉課長 ただいま質問のありました子宮頸がんワクチンの接種再開について、豊頃町独自で再開をする考えはないかという質問に対してお答えいたします。

先の厚生労働省のワクチンの合同会議におかれましても、科学的な正確性が今後も必要である

という結論が出されておりますし、そういった報告書を取りまとめた後に、厚生労働省としても積極的勧奨の再開の議論をしましょうということになってございます。

以上の結果からも、本町としては当分の間、積極的勧奨を行えない旨で統一した考えを持ってございます。

以上です。詳細についてはうちの辻本保健師長のほうから答弁させます。

●小野木議長 答弁、辻本保健師長。

●辻本保健師長 子宮頸がんワクチンの予防接種においては、先ほど課長のほうからも話がありましたように、今のところ最終的には2月26日の意見交換会の中でも、製造過程でのDNA断片が含まれたことで、何か副反応が起こしているのではないかという意見の一方、それは因果関係は関係ないというふうなことの話し合いもされており、いまだ解決がされない状況であります。

ただ、厚生労働省としても、まだ定期接種という位置づけで、積極的に本当は勧奨しなければならないという位置づけの接種での部分はまだおいてある以上、私たちとしても日程を組み、やるという姿勢ではありますけれども、この因果関係がはっきりしない以上は、やはり積極的に勧奨すべきでないという意見のもとに、両方の意見を踏まえて平成26年度も様子を見る予定でございます。

以上です。

●小野木議長 大谷議員。

●6番大谷議員 まれにワクチン接種から副反応が1年以上かかって出るというケースがあるようでございますが、これに対する対応というものはどのように考えてますか。

●小野木議長 答弁、岩城福祉課長。

●岩城福祉課長 今後、当ワクチンの接種をしばらくの間おいてからの副反応の状況が出るということも聞いてございます。これらについても承知しておりますので、当町でそのような報告、相談等があれば個別に対応してまいりたいと考えてございます。

以上です。

●小野木議長 大谷議員。

●6番大谷議員 それでは、次の2点目の消費税改正について質問させていただきます。

一つ目として、4月から消費税率が8%になるが、この改定による公共料金等への転換についてどのように考えているのか、お聞かせ願いたいと思います。

●小野木議長 答弁、宮口町長。

●宮口町長 消費税の改正に伴い、去る12月の議会の定例会においても、公共下水道条例及び簡易水道条例の一部を改正をご承認いただいたところでございます。このことは消費税法の規定に基づき、消費税の納税者義務に生ずることなどから、特別会計の安定的な事業運営を図るために、現在の5%から8%に見直しをするものでございます。

なお、その他の特別会計における各サービスの提供にあつては、国民健康保険法、介護保険法等に基づく療養の給付や、介護サービスに伴う利用料や一部負担等は消費税法において非課税となっております。

なお、また一般会計にあつては消費税の規定により児童福祉法に基づく保育料や予防接種法に基づくワクチン等の接種料、町有地の土地建物の使用料など、さらには公文書の交付、各種の証明手数料は非課税となっておりますが、これらを除く各公共施設の使用料等につきましては、現在予定されております平成27年10月に、消費税がまた改正される等から総合的に判断いたしまして、当面これらの課税対象になる使用料の改正は行わない予定であります。

以上です。

●小野木議長 大谷議員。

●6番大谷議員 12月に水道料の改定を行っているわけですが、税の公平性や一貫性から考えると、今回、今ほかのものは見合わせて、10%になったら考えるという時期に合わせたらどうだったのかということでお聞かせ願います。

●小野木議長 答弁、宮口町長。

●宮口町長 水道、下水道等につきましては、非常に特別会計でも厳しい状況下になっておりまして、本来ならばある程度独立採算的な部分もありますので、使用料等が上げるべきですけれども、今回消費税が上がりましたので、その分だけやはり負担をしていただくような形になっております。

また、非課税分を除いた課税すべきものにつきましては、総合的に判断して、やはり機械のパソコン、その他事務等々十分考慮すると、今現在、全てをいじるということはかえって不合理性というか、大きな観点から見ますと経済的にも逆に負担がかかるような形になります。

したがいまして、明年の10月に予定されている消費税などを勘案しながら、また検討してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

●小野木議長 大谷議員。

●6番大谷議員 下水道だとか水道事業の部分では委託管理をさせていますから、その部分の修正分は払わなければならない。取るものは取らないということ非常に金額がかさんでいくと思いますが、この間報告いただいたのには300万円程度年間ということで、それらも含めても三百数十万円ぐらいしかないような気がしますけれども、そういった意味でも、やはりほかの税とあわせていくべきではなかったのかなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

●小野木議長 答弁、宮口町長。

●宮口町長 特に、下水道、水道料のほかの手数料、使用料等については、金額的にまだ小さいというか、やはり10月に予定されたものを総合的に判断したいと。

また、先ほど申し上げました下水道、水道等については、相当なる金額的には300万円超え

る形ですけれども、今、ご質問のとおり委託をしているし、当然そちらのほうも上がってくると思いますので、下水道、簡易水道を利用される方には、そういった応分の負担をしていただかなければならないというふうに考えております。

以上です。

●小野木議長 大谷議員。

●6番大谷議員 それでは、3番目の豊頃町福祉ゾーン整備計画についてということで、ご質問をさせていただきます。

第1番目として、ますます進展する高齢化に対応するための福祉ゾーンの整備が急務と思われるが、基本的な考え方と年次計画についてということでお聞かせ願いたいと思います。

続いて、二つ目として、福祉ゾーン整備構想については、外郭団体である豊頃愛生協会や社会福祉協議会、また、民間の福祉施設等とのかかわりをどう考えているのかということと、三つ目として、医療サービスや働く環境が変化している中、豊頃医院や子どもプラザとの連携についてはどう考えているのか、ご質問させていただきます。

●小野木議長 答弁、宮口町長。

●宮口町長 最初に、福祉ゾーンを設定する背景といたしましては、本町における高齢化率は、65歳以上が36%を超える状況になっておりまして、行政区別に見ますと、40%を超える行政区が13行政区、そのうち70%を超える行政区もあることなどから、このままでは地域社会、行政区そのものが機能できない状況に陥ることが危惧されているところでございます。このため、今後福祉施策を進めていく上で、福祉目的に沿った土地の利用計画、いわゆる福祉ゾーン整備計画を策定することが求められており、介護、福祉計画における事業を着実に実行するためのベストなるものと考えております。

福祉ゾーンの構想につきましては、豊頃医院、保健センター、高齢者健康増進センター、地域密着型高齢者介護施設、さらには社会福祉協議会の事務所など、医療・介護・福祉に関する施設が集中する茂岩栄町エリアが、利便性の高い、また効率のよい場所と考えております。各施設、団体の機能が十分に生かせるよう連携し、包括的な高齢者対策を進める構想でございます。

なお、今後各団体との検討協議を進めながら、整備を整い次第改めて年度計画で報告させていただきたいというふうに考えております。

次に、福祉ゾーンの整備計画による外郭団体との件でございますけれども、福祉施策の推進や当該福祉ゾーンの整備構想につきましては、具体的な施設整備など各団体や民間事業との連携が必要不可欠なものと考えております。そのため、それぞれ考えている事業の方向性や施設整備等の計画について、現在福祉課を中心に協議は始まっているところであります。

本町において、今後整備が必要となる施設の規模や事業内容について慎重に協議を重ね、福祉ゾーン整備構想に反映し、福祉施策の推進・充実を図っていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

●小野木議長 答弁、宮口町長。

●宮口町長 失礼いたしました。3番目の医療サービスの関係ですけれども、現在1人の高齢者を抱えている複数の疾病や認知症の併発など、医療ニーズも多様化し、地域医療を支える医師は患者や家族に寄り添うことが求められ、さらに、国は介護費用増大の中、持続可能な介護保険制度の確立を目指しており、団塊世代の高齢化を見据え、施設介護から在宅介護へ重きを置く施策の展開が進められている状況でございます。

住民が安心して生活が行われるよう、医療・保健・福祉と連携したサービスを提供する体制の整備を図るよう、福祉ゾーンの構想の中で十分考えてまいりたいと思っております。

以上でございます。

●小野木議長 大谷議員。

●6番大谷議員 基本的な考え方と年次計画については、まだ作成されていないということですが、今後どのような方法で作成に至って、いつごろまで作成されるのかということをお聞きしたいと思います。

●小野木議長 答弁、宮口町長。

●宮口町長 以前にも申し上げましたけれども、現在の改修を予定しております旧国の施設でありました治水事務所を核として、今後福祉を進めていきたいというふうに考えておりますけれども、当初購入するときはやはり福祉的な目的で利用するというので、そういった計画のもとに国から払い下げを受けた状況でございます。できるだけ早く予算を執行いたしまして、社会福祉協議会のほうとも協議があつて、進んでおりますが、事務所が入っていただき、あの辺一帯を福祉ゾーンで考えております。

ただ、計画書につきましては、これから各団体と十分協議しながら作成したいというふうに思っておりますので、少なくともやはり新年度中には完成したいというふうに考えております。

以上です。

●小野木議長 大谷議員。

●6番大谷議員 もう少し詳しく質問させていただきますけれども、このゾーンの計画を推進していく中で、いろいろな事業内容の計画をしていかなければわからないわけですが、その中核となる団体はどこの団体になろうというふうに考えておりますか。

●小野木議長 答弁、宮口町長。

●宮口町長 私はあくまでも、町の福祉課を中心に福祉事業を取り進めるべきだというふうに考えておりますし、当然社会福祉協議会は本町の福祉の一端を担っていただいている団体でございますので、これらの団体とも十分協議しながら、また、愛生協会のほうとも協議しながら、さらに民間事業の方もいっしょにいますので、全てある程度かかわりのある方々と協議していきたいというふうに思っております。中心になるのは、やはり町が中心となって取り進めたいと考えて

おります。

●小野木議長 大谷議員。

●6番大谷議員 もちろん豊頃町の事業ですから豊頃町が主体になっていくのはわかりますけれども、社会福祉協議会というものが今後非常に重要な役割を担ってくるのではないかというふうに考えます。そういった意味では財政的にも人材的にも、今後もう少し手厚い保護をしていかなければならなくなるのではないかというふうに考えますが、町長はいかが考えておりますか。

●小野木議長 答弁、宮口町長。

●宮口町長 もちろん福祉団体の中では一番やはり町の福祉の小回りが効くといいたいまいしょうか、それほど町と違って、法的にどうしても縛られる分野でありませんで、ある程度の自分たちの裁量で福祉のサービス提供ができる団体というふうに思っております。

ただいまご指摘のありました人的な支援というのは、本当に私もそのように思っております。今現在、大変事務方での男性が少ない、女性が行っている面が多いので、できるだけやはりそういった意味では将来を考えて、人的支援をしたいというふうに考えているところでございます。

●小野木議長 大谷議員。

●6番大谷議員 こういった事業を進めるには、ボランティアの育成というものも非常に重要になってきております。無償、有償の考え方はありまじょうが、ボランティアマネーだとか、ポイント制にして、自分がそういったものを受けるときに、そういうものが利用できるというような方法もありますし、やはり何らかの方法を考えていかないとボランティアの育成というものはできないというふうに考えておりますが、いかがでしょうか。

●小野木議長 答弁、宮口町長。

●宮口町長 ご指摘のとおりだと思います。やはりボランティアでも最小限の経費の分については財政的支援をしていかなければならないと思いますし、今、またポイント制もそうだと思いますが、できるだけみんなが関心を持てるような形を取り組んでいきたいというふうに思っております。

以上です。

●小野木議長 大谷議員。

●6番大谷議員 今、病院という部分では、入院から在宅への移行を促進されておりますし、病院型完結から地域型完結への医療の転換を目指しております。身近な主治医の役割を勤労報酬で従事するなどの地域医療の役割が重要になってきております。

こういった流れの中で、豊頃医院の連携というものが出てくるのではないかというふうに考えますが、いかがでしょうか。

●小野木議長 答弁、宮口町長。

●宮口町長 ご指摘のとおりだと思いますが、私は、俗に言う在宅型というのは現段階では非常に厳しいのではないかと。なぜならば、そういう形をとることによって本当に家庭崩壊につなが

らんということも、ある雑誌にも書いてありました。その点、十分担当者とも協議をしながら、また、医療機関である病院とも協議しながら、できるだけそういった患者という該当者については、家庭に負担のかからないような方法がある程度積極的に取り入れたいというふうに思っております。

以上です。

●小野木議長 大谷議員。

●6番大谷議員 町長の考え方であれば、在宅が家庭崩壊につながるということになれば、なおさら豊頃医院の重要性というものは身近になってくるというふうに考えますが、その辺は本当にもう一度聞かせていただきたいと思います。

●小野木議長 答弁、宮口町長。

●宮口町長 今、病院のあり方については、ここでちょっと論議は避けますけれども、できるだけやはり現在いる病院の院長を中心に、医療の関係は積極的に町も働きかけ、そういった事業展開に協力していただくよう要請してまいりたいというふうに考えております。

●小野木議長 大谷議員。

●6番大谷議員 福祉協議会が出た後の保健センターの活用というのは、どのように考えられておりますでしょうか。

●小野木議長 答弁、宮口町長。

●宮口町長 現在も保健センターはそれぞれ保健指導だとか、保健計画に沿って利活用しておりますけれども、社会福祉協議会が抜けますと、事務所があるわけですが、当然今まで以上に、やっぱり保健センターとしての使命を果たすよう努めてまいりたいというふうに考えております。

●小野木議長 大谷議員。

●6番大谷議員 保健センターの機能を充実させるという考え方でよろしいですか。

●小野木議長 答弁、宮口町長。

●宮口町長 そのとおりだと思います。

●小野木議長 大谷議員。

●6番大谷議員 今後ますます社会福祉協議会の機能が集約されていくわけではありますが、将来的には、ふれあいプラザということのあり方も再検討していかなければならないというふうに考えますが、このことについてはどのように考えておりますでしょうか。

●小野木議長 答弁、宮口町長。

●宮口町長 今、社会福祉協議会でそれぞれ携わっている事業についても、進行厳しい状況に追い込まれている事業もございます。これからも町としては積極的に関与しながら、福祉協議会であります関係者と十分協議を進めていきたいというふうに考えております。

●小野木議長 大谷議員。

●6番大谷議員 この計画の中には民有地の取得も視野に入っているようですが、その手だてというものはどのように考えておられますか、お聞かせ願いたいと思います。

●小野木議長 答弁、宮口町長。

●宮口町長 これから構想としては、周囲に民有地がございますけれども、民有地の取得にかかわる分野については、十分計画書が出た段階で判断したいなというふうに、また思っておりますし、担当者のほうで総体的な枠の中で、民有地についてはそれなりにまたこれから交渉を始めていきたいなというふうに思っております。できるだけそういった福祉ゾーンの中の民有地の使っていない分野については、福祉の向上のために利用したいというふうに考えております。

●小野木議長 大谷議員。

●6番大谷議員 民有地の取得が頓挫したから、この計画も頓挫するようなことはないというふうに思っておりますが、いかがですか。

●小野木議長 答弁、宮口町長。

●宮口町長 あくまでも民有地は相手があることでございますので、福祉構想については、ある程度感触を持ちながら、仮にそれが不整備に終わってもあくまでも福祉計画は福祉ゾーンの計画で進めたいというふうに考えております。

●小野木議長 大谷議員。

●6番大谷議員 以上で終わらせていただきます。

●小野木議長 7番長谷川勝夫議員。

●7番長谷川議員 それでは、通告にしたがって、津波避難計画の説明会が先般、大津で行われましたので、そのことを含めて津波関係について質問させていただきます。

奇しくも、今日で東日本大震災から丸3年が過ぎて、あのときに生々しい記憶がマスコミを通じて日本じゅうに思い起こされております。特に津波の映像は想定を超えたものであり、現実のものかと今でも思うものであります。

町には、あの震災を教訓として大津地域の津波対策を重く考えていただき、目に見えて安心感を与えていただいたものもたくさんあり、地域の皆様の安心の気持ちが広がっていると思います。町長は、3年が過ぎ、津波に関して大津地域についてどのように思っているか考えをお聞かせください。

また、先般、大津地域津波避難計画書に基づき説明会を開催させていただきました。有意義な話し合いであり、地元の間人としてありがたく厚くお礼を申し上げます。

ただ、感じたことは、災害より3年が過ぎ、住民と行政の間に少しギャップがあるような感じがいたしました。説明者側は地域の住民と話をした中で、どのように思いましたか、感じたままをお知らせください。

●小野木議長 答弁、宮口町長。

●宮口町長 答弁を申し上げます。

これまで大津の3区長さんを初め、団体の代表の方々とともに検討を重ねてまいりました。津波避難計画の説明会を開催するに当たり、大津地区各戸に開催案内を配布し、去る1月28日に説明会を開催いたしました。参加された方は32名でしたが、全体的な周知としては、まだまだ不十分なところがあるかなというふうに思っているところでございます。

その後、防災行政無線ラジオの各戸取り付けに際し、同計画書とともに各住民に配布を行ったところでございます。

今後は特に、高齢者の皆さんには計画内容の説明を十分に行い、理解を深めてもらうことが重要と考えております。関係課と調整しながら生涯教室の開催や老人クラブの集まりなど、説明の機会を得て積極的に計画の浸透を図っていききたいというふうに思っております。

高齢者の方々の集う場所のほか、それぞれの団体の地域の集まりなど、開催される場合についても声をかけていただき、計画の出前講座ではございませんけれども、説明時期を設けていただければというふうに考えているところでございます。

また、同計画は自助、共助より、特に人命を失うことのないように避難行動をとっていただく計画でございます。各行政区単体の会議等が設けられることも多いかと思っておりますので、ぜひ同計画について話し合いの機会を積極的に持ち、発災時の備えを行ってもらえればというふうに考えております。昨日も336の最終的な避難場所の検定を終えましたが、すばらしい場所になっておりまして、今後はそういった築山の場所、または最終逃げるような336号の場所等についても、地域の方にいろいろと説明しながら、また、現地を案内しながら積極的に取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上です。

●小野木議長 答弁、山本総務課長。

●山本総務課長 担当をしている者としての感触でございますが、確かに、町長、今答弁をさせていただいたとおり、説明会若干32名の方ということで、私どもが期待というか、地域のお集まりをいただく中ではちょっとまだPRといいますか周知に課題があったのかなとは存じますが、今後も諸集会とか、そういう中の集まりに積極的に私ども出向かせていただきながら、何といても地理的条件、役場との位置関係を含めても、やはり今回避難計画で皆さんにお願いをしている自助、共助という自主的なコミュニティの中での助け合いを含めながらの避難というのが、どうしても一時避難としては重要と考えておりますので、その辺の計画の趣旨なり内容について説明をさせていただく機会を持っていききたいというふうに考えております。

以上です。

●小野木議長 長谷川議員。

●7番長谷川議員 参加者の出席が少ないというお話がありましたけれども、これは地域としても、前からもいろいろ問題があるなというふうに考えているわけですが、このことにつきましても、また後ほどお聞きいたします。

この津波の避難計画書の中に、津波注意報、津波警報、それから大津波警報というふうに分かれて書かれてありますね。津波注意報で大津コミセンに避難してください、それから津波警報で築山に避難してください、それから大津波警報というのは、これはちょっと我々でも考えつかないような、ただ身近な問題として津波注意報と警報はちょくちょく出ます。ですから、これについて例えば警報は築山に逃げてください、それから注意報でコミセンに逃げてください、この区分というのはこの書面で見れば簡単です。ですけれども、現実として地震が来て、津波のそういうものが出たときに、簡単に動けないと思いますね。ですから、その辺につきまして、きちっとしたこれは非常に難しいことですが、ある意味では築山がないほうがコミセンにきちっとみんなが集まると。そして、それこそ前回の地震のときも行政から来て、その中でいろいろ対応してもらった。ですから、そのコミセンの中できちっと対応ができたよ。ただ、あのときは津波の規模が決して大きくなかったですから対応できました。ですから、それはあのときとこれはまた当然事情が違うふうに考えてつくっていただいておりますから、ですけれども、そのときになったときに、スムーズに移動できるものかどうか、今日はコミセンですよ、今日は築山ですよ、その辺についてちょっとこれだけではわかりにくいのではないかと思います。そのようにスムーズにできないのではないかと思いますけれども。

それと、例えば築山に最初の説明では非常に何か暖かいような説明を、私たちは受けたと思うのですが、地域の人たちは。それが何か前回ですと、築山に避難したときには車で待機なさいというようなお話を受けたわけですね。ですから、築山に確かに建物は建ててもらってます。トイレもあります。でも、いつでも例えば夏の暖かいときに津波が来るわけではないですから、寒いときに来たときにですとか、そういうふうに全てをできるだけのことを網羅した中での避難所というのが必要だと思うわけですよ。

ですから、例えば警報のときに築山に避難したと、今の現状では避難した人方は大変だと思いますよ。ですから車だっていつまでもいれるわけでもないですし、道路状況も当然心配しなければなりませんから、ですから、その辺について何とかもう少し具体的に考えていただくといいですか、これも地域の人と話し合っ、まとめていただければいいわけですが、それについてはどういうふうにお考えでしょうか。

●小野木議長 答弁、山本総務課長。

●山本総務課長 今回の避難計画の説明の中でも申し上げましたように、確かに津波注意報の場合、特にライフラインが途絶えるですとか、そういう要するに自分のお宅にいらして生活するのに大変な場合については、それは注意報であってもコミセンに判断をしていただいて、避難をしていただくと。

さらには、津波警報が出た場合については、より安全な場所に避難をしていただきたいということで、意思の浸透を図っていただくためにも、私どもの計画の中では地域とお話しをした中で、警報の場合は築山に避難してもらって、状況を十分安全を確認していただいた上で、ご自宅

に戻られるなりという判断が必要になってくるというふうに私どもは考えております。

ただ、築山につきましても、今回完成を見ました国道336号の緊急避難場所と、あくまでも緊急避難場所という考え方でございまして、そこで生活をするというか、警報の解除を待つという状況の人命をあくまでも守るという考え方のもとに、造成整備を進めてきたものでございまして、当然建物等もございませんから、地域の方全員が入れるような、築山においてはございませんので、四季を通して考えますと、冬期間を考えるとやはり車での避難というものも一つの暖をとる方策として、必要であるということで考えておりまして、基本的に広さにおいても地域の方々の車が一定程度、ほとんどの方が車で来られたとしても、十分な広さを築山についても持っているものと考えています。

ただ、備品等の整備等については、今後またさらに地域の方々が、こういうものも必要でないかとか、今後見直していく必要性というものがあるというご意見等もいただきながら、私たちとしても検討を重ねながら地域と話し合った中で進めていく必要があるのかなというふうに思いますし、注意報の津波の浸水というか、津波の高さから、自然災害もございまして、急にそれを大きく上回るような事態になっても困りますので、やはり一定の高さ12メートルの海拔を有している高さにまずは避難してもらうことが一番重要なことであるというふうに考えています。

以上です。

●小野木議長 7番長谷川議員。

●7番長谷川議員 そのとおりですね。ですから、とりあえずの最低限の築山のところにある施設に物をつくっていただきたいというのは、これ地域の住民の大きな希望ですので、心にとめておいていただきたいと思います。

それから、避難者の確認について、ここにも述べられておりますね、避難した人を確認し、安否の状況をまとめます。安否を確認できる名簿等を作成し、複数の者が所持しておくようにしましょう。そのとおりなんです。ただ、全体に思うところは、命令系統というか指令系統といいましょうか、責任系統といいましょうか、それはきちっとしている場合には、例えば行政のほうから担当者のだれかが来て、いろいろなことを手配していただくとか、指示していただくというような態勢がきちっとなっているときはこれでいいと思いますよ。ただ、これだけでは非常にこれだけ立派なものをつくっていただきましたから、やることは可能だと思います。ですから、これだけのものでなく何か考えがありますか、その点についてお伺いいたします。

●小野木議長 答弁、山本総務課長。

●山本総務課長 今回の避難計画書の中で、地域とともにつくったということで、行政3連合区長さんと町との協議を経た中での説明会、計画でございまして、地域の実情といいますか、ふだん生活をされている中では、大まかな確認の中では、やっぱり区長さんに安否の一定の確認をしていただくということが必要になろうかと考えておりますし、それが落ち着いた段階で行政なり、そういうものと最終的な確認になっていくかと思っております。

ただ、警報等につきましても、時間的な差はあるかもしれませんが、可能な限り現地に赴く態勢を整えば、我々も当然そちらのほうに出向いた中で対応をしていかなければならないと思いますが、まずはというところの判断の中で避難をしていただいて、落ち着いた中で安否の確認という、どなたがいないとかということが明確になるような地域での取り組みというのも必要であるというふうに考えた中で、そういう文言を計画書の中に記載させていただいているということでございます。

●小野木議長 長谷川議員。

●7番長谷川議員 今、ずっとお伺いした中で、やはり地域において区長さんというのは当然皆さん頼りにされている。このつくった段階でも区長さん方が中心になって、そういう事態になったときにお隣にひとり暮らしの人がいたら、していただきますよと、それぞれ張りつけをされましたね。ですから、それぞれの者がそれにやっぱりきちっと思いを持っておりまして、おれは何かあったときに、あの人を乗せていくんだとかというような思いは持ってますから、非常にそれぞれ安心できるのではないかというふうに思っております。

ただ、やはりそれをきちっと区長さんに名簿作成する、確認してもらうような段取りをするのだということを、地域の人にもきちっと知らしめておく必要がある。そうすることによってかえって安心が増すのではないかと思いますね。

それと、ずっといろいろお聞きしますと、説明会でもあれだけの不安や要望、質問がありました、地域の人から。少しでも地域の人たちの不安を少なくするために、行政の力が大きくかかわると思います。そのためにも防災、ハザードマップを各戸に配布していただきました。これは防災ハザードマップですから全町に行っていると思いますけれども、ただ、前にもハザードマップについてお聞きしたことがありますけれども、私の見えるところに家では張ってあります。でも実際は張っているだけなのですよね。ですから、これを利用して、行政が先ほども町長も言ってくさいましたし、課長も話しましたけれども、きめ細かにこういうものを利用して、地域の人にこういうことですよ、こういうことですよという説明をしていただく訓練というものを。集まりが少ないから非常に地元の者としては堅苦しいところもあるのですけれども、やはりそれにめげないで、いろいろな方法を考えていただいて訓練をするということが非常に大事だと思います。とりあえず体で、頭で覚えるのではなくて体で覚えてもらう、そして、こういうことはこういうことですよということを地域の皆さんに理解していただく、これがやっぱり非常に大切なことではないかと思います。

あと子供たちも先生方がきちっとした考えのもとで、日々訓練といたしましょうか、そういうときにはどうしますよと、先生を中心になって逃げるというような態勢をつくっていただいております。これもただ地域の人との交わりといたしますか、それがやっぱりあることによって訓練に参加していただくと、地域の人と子供たちも参加していただく、地域の人と交わる、そういうことによって子供たちも安心感があるのではないかというふうに思いますね。先生も一生懸命ですけ

れども、先生は地域の事情を例えば、津波がどんなものかというものも余りよく知らないと思います。地元の間人はやっぱり経験しているわけですね。その辺の部分が非常に大事なことだと思いますので、やはりとりあえず訓練をしていただきたいと、そして、防災意識をきちっと地域の皆さんにあれして、災害が少しでも少なくなるような態勢をとっていただきたいと、そういうことをお願いしたいわけであります。

それについて、先ほど町長ですとか総務課長から、いろいろお話しがあった、それに全て結びつくわけでございますけれども、とりあえず訓練をしていただきたいと、町民と行政を含めてきちっとした訓練をしていただきたいと、そういうことをお願いするわけですが、お願いできますか。

●小野木議長 答弁、宮口町長。

●宮口町長 ご指摘のとおりだと思いますけれども、何といたっても津波の場合については、ご承知のとおりいち早く遠く、高いところに逃げるのが基本型でありまして、隣の方、子供たち、お年寄りを有事の際については、指導しながらとかそういう形で避難させるというのは、もう無理だと思います。今、長谷川議員がおっしゃるとおり、できるだけ体で覚えて、そしてせっかくなつくた築山ですので、ふだんも、それこそ自分たちの大事な築山ですから、常に生活の一端として散歩がてらでもいいですから、山へ上がって常に慣れるということも大事かと思えます。

災害の計画書、津波の計画書については、これはもう基本型でございますので、災害有事の際は、それを見てどうのこうのということも、なかなか大変かと思えます。今後、町としてもできるだけそういった機会を見ながら、訓練をしながら、また地域の住民の方についても常に体で覚えるように努力をしていきたいというふうに思っております。

以上です。

●小野木議長 長谷川議員。

●7番長谷川議員 自然災害ですから想定外のことは起こり得るわけですね。ただ、それを最小限に抑えられる方法というのはやっぱりあるわけだと思うのです。今、町長が言ったように、まず逃げろと、このことも徹底しましょうとか、そういうことも含めて何せ訓練といいたまうか、人が集まらないから私も強いことは言えないのですが、それも集まっていたくように方法を、それは地元と行政と考えてやっていただきたいと強く要望して、この件につきまして終わらせていただきます。

それでは、次にゴミ袋についてお伺いいたします。

これは先般、よくご婦人方からお聞きするわけですが、前に使っていたゴミ袋は丈夫でよかったと。今回のごみ袋は決して丈夫でないし、これはどういう理由でゴミ袋の変更をなされたのでしょうか。

●小野木議長 答弁、宮口町長。

●宮口町長 ごみ袋の関係ですが、今までの経緯をちょっとご説明させていただきます。

平成17年からごみの有料化に伴い処理するごみの種類などで、8種類のごみ袋と大型ごみ処理券によりごみの搬出を今まで行ってきております。当初のごみ袋の材質については、有害物質の少ないポリエチレン製で袋にごみを入れて、それぞれ処理をしていたところですが、どうしてもごみの中に突起物なんかがあれば、裂けやすい弱点もあります。住民からもそういったお話はよく聞かされております。このことを踏まえまして、新たな材質の袋を模索して平成24年3月に同じポリエチレン製でありますけれども、従来よりは裂けづらい材質のごみ袋に変更したわけがございます。そして、また平成24年の8月から新たな材質のごみ袋の供給に切りかえまして、住民からは逆に、そのごみ袋が伸びたり切り離れたりするという苦情もありまして、昨年2月に再検討して、切り離しづらい点についてはごみ袋のスリットの改良、伸びやすい点については厚さを変更して強度を高めて行ってきたところがございます。

ただ、ごみ袋なものですから、そこに必要以上のお金をかけますと、それだけまた利用者負担がかかる。ですから最小限にそのバランスをとりながら担当者は努力しております。特にそういった意味では、ある程度常識的な範囲内で見えていかないと、非常に1袋に2袋分ぐらい入れますと、それだけやっぱりもたないという形になっております。できるだけ安いコストでバランスをとりながら、そして、今議員がおっしゃるように、できるだけ破れにくいようなものの材質に変えて今日に至っているところがございます。

●小野木議長 長谷川議員。

●7番長谷川議員 当然変えられるのですから、何かの理由があるというふうに思って、私は私なりに今まで在庫があった分が全部使い切って新しくなったのではないですかと、勝手なことをお聞きされた人方に言っていたわけですが、そういう事情であったということもわかりませんし、ですから、ただそのときから非常に強い不満がお母さん方にあるわけですね。裂けるのもうまくとれないとか、柔くて弱いとか、ただ、町長が今言われたように改良されて、そのものが今出されているということになると、当然今まで、多分最初に変えたときには非常に苦情が来たと思いますよ。今現在はどのように、苦情もなくなっているのでしょうか、その辺をお伺いします。

●小野木議長 吉村住民課長。

●吉村住民課長 一部材質を変えまして多少厚くいたしました。新しい材質にしたということで、11月号の広報で町民の皆さん方にお知らせをさせていただきました。その後、先ほどお話ししましたように8種類のごみ袋がございますけれども、これらの分について、順次なくなるものから新しい材質の厚い材質に変えていっております。特に、多くの住民からそういう苦情が来ましたので、そちらを最優先で今の新しい材質のもので販売しておりますけれども、その後1件も町のほうには苦情は来ておりません。

●小野木議長 長谷川議員。

●7番長谷川議員 以上です。

●小野木議長 11時20分まで休憩します。

午前11時09分 休憩

午前11時20分 再開

●小野木議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問、1番杉野好行議員。

●1番杉野議員 通告に従いまして我が町の地域医療のあり方についてということで、質問をさせていただきます。

まず、去年の9月の定例会でこれと同様の質問をさせていただいておりますけれども、その折、町長は病院長住宅の管理について十分検討をし、料金をいただかなければならないのかな、また、この議会が終わり次第早急にそのことを伝え、協議をし、老人ホーム高齢者人口も増えてきているので、町民に不満を与えないよう取り組んでまいりますというふうな答弁をいただいております。この答弁の後、どのようなアクションをとっていただいたのか、これをまず伺いますとともに、その協議内容がどういうふうな状況だったのかについても、改めて伺います。

また、このたび示されている平成26年度予算の中には昨年同様の79万円でしたか、医療施設の住宅料の賃貸料が入っているだけということになると、予算書の中になかったのかなという思いで私はおります。

また、町長が申されているとおり、老人施設、または高齢者の人口が増加している中で、今後の豊頃町の地域医療のあり方、これについてどのようにお考えになっているのか、また、地域住民の不安材料となっているものが今後払拭されていくのかどうか、これらあわせて質問をさせていただきます。

●小野木議長 答弁、宮口町長。

●宮口町長 答弁をさせていただきます。

住宅の最初の使用料の徴収のことをございますけれども、平成25年の3月の定例会においてもご説明を申し上げましたとおり、豊頃院長住宅使用料については平成14年現院長就任以来無償貸付となっております。使用料の徴収は行っておりません。今後においても緊急時の対応のために、やはり事務長を今在駐させておりますし、院長の休憩時間等にも使用しております。また、医師の招聘する条件にも、住宅を持ってそこに入れていただくというふうな形でありましたので、徴収料のほうは取らない考えでおります。

ご承知のとおり先生は他町から通ってきておりますけれども、これも家族の都合でやむを得ないかなというふうに思っておりますし、また、医者は医者としての生活権がございますので、一方的にそこに張りつけて云々というのなかなか厳しい状況であります。

過日、去年の11月14日付で私から院長に、それぞれの条件をつけながら豊頃町の医院の今後の運営方法について協議文書を出しました。その後、医師と私ども関係者とお会いしました話の中では、やはり住宅料については当分の間、使用料を取らないでいただきたいということで、

私も現段階ではやむを得ないかというふうに判断をいたしまして、今までどおり住宅料は取らないことに決めました。

以上でございます。

●小野木議長 答弁、宮口町長。

●宮口町長 大変失礼しました。

高齢化が進む我が町の住民に安心という関係でございますけれども、現在、先ほども申し上げましたとおり、よその町から通勤されているのが現状でございます。町民の緊急な対応の場合については、やはり掛かりつけ医師として責任を持って対応するものでなければ困るというふうなご指摘のように、そのとおりだと思いますが、現在の先生の立場から言いますと、私は本町に夜はないけれども、それなりに努力を重ね、また、緊急搬送については、近隣町村の病院に今患者が行かれますから、その問題等についても先生といろいろ話した経緯がございます。あくまでも夜はどうしても、そういった意味では他町村から来ることができないのも事実でございます。

今後どういう体制で取り組んでいくかということですが、本町においての過去に経験したように、医師がいなくなるというようなことになれば大変なことですし、日常の医療サービス提供ができなくなり、また、多くの町民が不安に思うことを避けなければならないというふうに思っております。

したがって、豊頃医院等の運営に関することは、当面先生のご意見を優先的に聞いてあげなければならないかなというふうに思っております。また、院長と業務委託契約では平成26年度末となっております、町民本意の医療サービスの提供を念頭に置きながら、院長と十分協議しながら、豊頃医院の運営に当たっていきたいというふうに考えております。

以上です。

●小野木議長 杉野議員。

●1番杉野議員 ただいま答弁いただいた中で、11月14日付で文書をもって回答を求めたというふうに伺いました。いかがなものなのでしょうね。後日担当課と町長と院長と協議をしてということは、口頭で答えたというだけで、議会の質問内容、町長からの答弁書等の文書を出しての回答が、それでいいということになるのでしょうか、私は非常に疑問を持ちます。

そういう中で、この院長住宅、ただいま町長が申されたように事務長が住んでおられますということですが、昼帰ってきて、書類等もあるので院長住宅として認めていただきたいという院長のご意見もわからないではありません。院長住宅として今までどおり無償でも構わないでしょう。しかし、事務長が住んでおられるということは、町有財産のまた貸し、無償貸し付けに当たるというふうに私は先般も申し上げたと思います。院長から事務長に対しての便宜供与の部分ですね。これは一般町民には納得していただけないものというふうに私は思います。どうしても町有財産に住宅に住み続けたいのであれば、違う住宅を借りていただいて、そこでしかるべき住宅料を支払っていただきたい。院長住宅として昼間在住する分については認めますけれども、事務

長が住まわれるというのは納得がいきませんが、この点について伺います。

●小野木議長 答弁、宮口町長。

●宮口町長 現在、医者については先ほど言いましたように家族の都合で他町から通ってきておりまして、あと家財等々についてはある程度書類、参考図書等も置いてあると伺っております。ただ、事務長については身内の方なものですから、管理並びにそういう形で空けるよりも入れているというような形でございます。

したがって、今、議員が指摘するように、事務長は事務長の住宅というか公営住宅に入っただけだと、そういうことの部分でのご質問ですけれども、私としては、せっかく空いているところに管理として事務長が入っておりますから、均衡を欠くと言えども均衡を欠くかもしれませんけれども、その辺はやはりいたし方がないかなというふうに思っております。

ただ、ここで先ほども私が文書を出した回答というのは、文書は来ておりませんが、その後口頭で話し合いはして、そのある程度の理解を求めてくれるようにというお話がありました。ただ、医者とは正直言って大きな摩擦を抱えて、本当にそれでは医者がそういう条件であれば私はこの町から出るという形になれば、私としては、とても責任をとれないし、今各町村も一番頭が痛いのは医者の招聘が大変頭を痛めております。私も過去に別な医療機関の方々とお話しして、豊頃町の医療の将来についてというお話もしたことも経緯がございますけれども、それには数多い条件がございまして、やはり日替わりの医者が来るとか、専門的な医者でない方が来るとかというような形になっております。

したがって、私は、医者の弁護をするわけではありませんけれども、町民が十分満たすような医者の招聘は非常にこういう地方では難しくなっております。ただし、医者については、それぞれ約束事がございますけれども、今家庭の事情で向こうのほうに行っておりますけれども、果たしてその家庭の事情がとれた場合に、果たして先生がこちらに本当に来れるのかなと、文書ではしっかり交わしておりませんので、その辺も私としても不安でございます。医者も緊急の場合については30分以内に来れるのだからというような形でありますし、また、帯広を中心にいけば別な夜の時間帯等でも、自分はある程度勉強ができるということも言っております。

したがって、本当にそういった形で町民の意見を聞きながら医者をそこへ引きとめておくということは非常に、現状は難しい状況だというふうに私は判断しております。杉野議員がおっしゃるとおり、私も本当にそのとおりで思っております。ただ、万が一に失ったときの大きさを考えれば、なかなか私個人でも判断することは、もう難しいような段階になっております。

したがって、今後議会である程度理解を求めて、町長そんなことを言わないで、闘えんというような言葉でもいただければ、私もある程度向かえますけれども、最終的に町民の命を守る方がいなくなった場合については大変なことになりますので、その辺も慎重にかかわっていかねばならないかなというふうに思っております。

以上です。

●小野木議長 1 番杉野議員。

●1 番杉野議員 町長の思いというものは十分わかりました。やはり特別な方は特別な扱いをしなければいけないのかなという思いで、今理解をしようとしているところであります。百歩譲って事務長が居住されることについても、無医村にしないための方策というふうに町長の政策の中の一部だというふうに理解をしながら、質問を続けさせていただきますけれども、しかしながら、町民からはいまだに私の耳に聞こえてくるのは、現代というのはインターネットの普及に伴って投薬されている薬の内容、処方、それから効能、副反応、投与の仕方等、さまざまなことを知ることができるのですね、一般人でも。そういう中で、これは認知症の進行度合いを抑えるための薬だったそうですけれども、それらの投与の仕方が薬局、メーカーから出されている内容と違うというようなことを調べられた福祉施設の方もおられたり、また、ほかの病院に転院をしたい、またセカンドオピニオンを受けたいという高齢者のご家族が院長にお話をしたところ、それについては応じられないという回答があったというふうなことも伺っております。果たしてこのような体制で地域医療を本当に守っていただけるお医者様であられるのかなという思いでありますけれども、そういうことについては町長のほうには報告は上がっておりますか。

●小野木議長 答弁、宮口町長。

●宮口町長 直接私もある方から、その薬の分量とか、量とかという苦情は杉野議員の言われるとおり聞いております。しかし、私ども専門的な知識もございませんし、資格もないので、それが云々ということはやはり町長といえども医者に対することはできないかというふうに思っております。特に、今、薬と医者の方については分業制というか、薬は薬屋で別ですけれども、なかなかお医者さんの世界というのは系統がありまして、やはり自分の先輩、後輩等についてはそれなりに面倒を見るのですけれども、ちょっと色が違えば、なかなか厳しい面もあるかと思えます。

ただ、町民の不平、不満は私も十分聞いておりますので、時あるたびにそういった内容の話は、先生と直接そのものを名指しで言うことはできませんけれども、そういう問題も話しております。ただ、最近、患者が最近、医者のせいかはわかりませんが少なくとも少なくなってきたのも事実ですし、さらに、やはり他町村からそういった迎えに来る交通機関等で利用される方もいらっしゃるという部分で、医者としても、なかなか採算の合うような形が厳しくなっていることも事実であります。したがって、議会の議決をいただきながら、ある程度財政の許す限り医者の器具等は購入してきているわけでございます。

今後も、また、医者とも会う機会がございますので、そのときにはそれなりの方にある程度申し上げようと思っております。ただ、先ほど言ったとおり文書では回答がなかなかいただけない、勘弁してくれというふうな話でございます。そういうこともいろいろありますし、今後の病院の運営等もありますので、また先生とはお話を重ねていきたいというふうに思っております。

以上です。

●小野木議長 杉野議員。

●1番杉野議員 投薬のことについて答弁をいただきましたけれども、高齢者家族からのセカンドオピニオンの申し出について、それを退けたということが私の耳に入っておりますけれども、それらについてはどうですかというふうに再度伺います。

●小野木議長 答弁、宮口町長。

●宮口町長 その問題については、医者と患者の直接の内容で、やっぱり行政として町長として、その介入することが非常に厳しいことで、その言葉のやりとり等がどういう状況下であったかわかりませんが、そのことが事実でどうのこうのということであれば、また、きちっとしたその実名を挙げて私ども医者と話することは可能かというふうに思っております。

以上です。

●小野木議長 杉野議員。

●1番杉野議員 今まで質問させていただいた内容のことが、もう事実関係についてはここで詳しく云々というふうには申し上げませんが、こういうようなことから、地域医療の中で町民の不安というものが大きくなってきているのではないのかというふうに私は思っております。

一般の平成26年度予算での医療施設特別会計の中で、エコー検査機等施設整備については十分なだけ我が町はやっているというふうに思っております。施設が充実して、あとはそれを使用する方の質によるものが大であろうというふうに思いますし、施設があるからといって、町民が安心するわけではないというふうに私は思っております。近隣の町では、村ですけれども、地域医療、いわゆる赤ひげ先生的な立場で地域医療を先進的に推進されているところもあるやに伺っております。そういう中で、この院長をどのように、どうするなどということは私の立場から申し上げることもできませんから、この院長にもっともその赤ひげ先生たる内容になっていただけるように、行政側からもこれ以上の支援をいたしますので、これ以上のサービスをお願いできませんかぐらいの話ができていければいいかなという思いでおりますので、今後の地域医療のあり方等々について、総括で町長に伺います。

●小野木議長 答弁、宮口町長。

●宮口町長 医者や病院の経営について云々というのは非常に厳しいものもありますし、特に器具の購入については、その方に買うのではなくて、やっぱり町民のために買うのでありますから、その辺は理解していただきたい。あくまでもやっぱり町民のためにそういう器具で早期発見をしたいというのが医者の考えであります。

もう一つ、なかなか赤ひげ先生のごとく求めることが、やはり私は今の段階では大変厳しい。そして医者というのは時には心のケアも患者に対することも必要かなと思います。最終的に町民の声が大きくなれば、やはりいつかの時点で契約を、その時点で更新しないか、もしくは本格的に別な対応を求めながら担当課と協議しながら医者の待遇を考えるかということになると思いま

すけれども、私はあくまでも医者との摩擦はできるだけ避けていかなければ、本町の高齢者の命を守るのは厳しくなるのではないかなと。それこそ日替わりで医者がある場合になったら、大変なことだと思います。

今後、今言われた杉野議員がおっしゃるとおり、できるだけ医者とのコミュニケーションを図りながら、本町の実態を訴えながら、医者としてもここにできる長い時間とどまるようお願いするようなほかしがありません。ただ、先ほども言ったとおり、どうしても先生が自分の生活を非常に大切にすることで、夜なんかも時間があればそれなりの期間で勉強をされているという話も聞いておまして、先生曰く、私ほどしっかりした技術を持った者がもったいないと。ですから、時間があればほかで活躍したいというような自負もしておりましたし、医者の世界というのは大変厳しいこともわかっておりますから、今後一気に解決はできませんけれども、できるだけ町民に安心安全をできるような形で努力をしたいというふうに思っております。

以上です。

●小野木議長 1番杉野議員。

●1番杉野議員 私もこの立場でそのぐらいの自信を持って自負をしたいものだなという思いで伺いましたけれども、先ほど同僚議員の質問の内容の中で、町長が答弁されていることで、介護者のために家族に寄り添うことも望まれているというふうに答弁されていたように聞いて、メモをさせていただきましたが、高齢者の方たちに対して、触診も余りされないのですよね、実際の話は。先ほどのセカンドオピニオンや投薬の云々というのは、専門的な部分でなかなか言いづらな部分はあるかと思っておりますけれども、少なくとも患者さんに寄り添ってくださいよ、先生というような形で、今後お会いできたときには町長のほうからお話をさせていただければ、町民も少しは安心感を持たれるのではないのかという思いをしながら、この質問を終わらせていただきます。最後の答弁をお願いいたします。

●小野木議長 答弁、宮口町長。

●宮口町長 大変厳しい問題ですけれども、できるだけ町民のために、また高齢者のために努力していきます。ただ、この先生でなければならぬという町民も何人かはいらっしゃるという話も聞いておりますので、それぞれの立場があろうかと思っておりますけれども、努力を重ねてまいりたいというふうに思います。

以上です。

●1番杉野議員 終わります。

●小野木議長 これで、一般質問を終わります。

## ◎ 意見書案第1号

●小野木議長 日程第6 意見書案第1号労働者保護ルール改悪反対を求める意見書についてを議題とします。

本案について、提出者の説明を求めます。

松崎産業厚生常任委員長。

●松崎産業厚生常任委員長 意見書案第1号。提出者、豊頃町議会議員松崎政利、賛成者、豊頃町議会議員長谷川勝夫、同上津久井精一、同上杉野好行。

労働者保護ルール改悪反対を求める意見書について。

上記の議案を、別紙のとおり、会議規則第14条の規定により提出します。

労働者保護ルール改悪反対を求める意見書。

我が国の雇用労働者が、安定的な雇用と公正な処遇のもとで安心して働くことができる環境を整備することが、デフレからの脱却、ひいては日本経済・社会の持続的な成長のために必要です。

にもかかわらず、今、政府は、「成長戦略」の名のもとに、「解雇の金銭解決制度やホワイトカラー・イグゼンプション」の導入、解雇しやすい正社員をふやす懸念のある限定正社員の普及、労働者保護の後退を招くおそれのある労働者派遣法の見直しなど、労働者を保護するルールの後退が懸念される議論がなされています。働く者の犠牲の上に成長戦略を描くことは決して許されることではなく、むしろ政府が掲げる経済の好循環とは全く逆の動きであると言えます。

また、政府は、労働者保護ルールそのものに留まらず、労働政策にかかる基本方針の策定のあり方にも及んでおり、労使の利害調整の枠を超えた総理主導の仕組みを創設することも提言されています。雇用・労働政策は、ILOの三者構成原則に基づき労働政策審議会において議論すべきであります。

こうした現状に鑑み、本議会は、政府に対して下記の事項を強く要望します。

記。

1 不当な解雇として裁判で勝訴しても企業が金銭さえ払えば職場復帰の道が閉ざされてしまう「解雇の金銭解決制度」、解雇しやすい正社員をふやす懸念のある「限定正社員」制度の普及、長時間労働を誘発するおそれのある「ホワイトカラー・イグゼンプション」の導入などは、行うべきではないこと。

2 低賃金や低処遇のままの派遣労働の拡大につながりかねない法改正ではなく、派遣労働者により安定した直接雇用への誘導と処遇改善に向けた法改正を行うべきこと。

3 雇用・労働政策にかかる議論はILOの三者構成主義に則って、労働者代表委員、使用者代表委員、公益委員で構成される労働政策審議会で行われるべきであること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出します。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣、経済再生担当大臣、内閣府特命担当大臣（規制改革）。

●小野木議長 これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

( 質 疑 な し )

●小野木議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

( 討 論 な し )

●小野木議長 討論なしと認めます。

これから、意見書案第1号を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

( 異 議 な し )

●小野木議長 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第1号は、原案のとおり可決されました。

#### ◎ 意見書案第2号

●小野木議長 日程第7 意見書案第2号地方自治体の臨時・非常勤職員の待遇改善と雇用安定のための法改正に関する意見書についてを議題とします。

本案について、提出者の説明を求めます。

松崎産業厚生常任委員長。

●松崎産業厚生常任委員長 意見書案第2号。提出者、豊頃町議会議員松崎政利、賛成者、豊頃町議会議員長谷川勝夫、同上津久井精一、同上杉野好行。

地方自治体の臨時・非常勤職員の待遇改善と雇用安定のための法改正に関する意見書の提出について。

上記の議案を、別紙のとおり、会議規則第14条の規定により提出します。

地方自治体の臨時・非常勤職員の待遇改善と雇用安定のための法改正に関する意見書。

自治体の臨時・非常勤職員は、今や3人に1人となり、それらの職員の多くは、年収が約200万以下で、雇止め不安を感じながら日々の業務に当たっています。

臨時・非常勤職員の職種は、行政事務職のほか保育士、学童指導員、学校給食調理員、各種相談員、図書館職員、学校教育職員など多岐にわたります。その多くの職員が、恒常的業務についております。

しかし、臨時・非常勤職員にはパート労働法、労働契約法などが適用されないなど待遇や雇用について保護する制度が整備されておらず、民間労働法制と地方公務員制度の狭間に置かれた存在となっています。

このため、パート労働法や改正労働契約法の趣旨を踏まえ、臨時・非常勤職員の待遇改善、雇用安定に関する法整備を図ることが重要課題となっています。

つきましては、行政サービスの質の確保と、臨時・非常勤職員の待遇改善、雇用安定の観点か

ら、次のことが措置されるよう強く要望いたします。

記。

1 非常勤職員に期末手当や退職手当の支給を認めていない地方自治法を改正すること。

2 均等・均衡待遇を求めているパート労働法の趣旨を、臨時・非常勤等職員に適用させる法整備を図ること。

3 臨時・非常勤職員の処遇改善、雇用安定を図るため、任期の定めのない短時間勤務職員制度の導入について検討を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出します。

提出先、総務大臣、厚生労働大臣、文部科学大臣、消費者庁長官。

●小野木議長 これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

( 質 疑 な し )

●小野木議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

( 討 論 な し )

●小野木議長 討論なしと認めます。

これから、意見書案第2号を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

( 異 議 な し )

●小野木議長 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第2号は、原案のとおり可決されました。

### ◎ 意見書案第3号

●小野木議長 日程第8 意見書案第3号特定秘密保護法の凍結を求める意見書についてを議題とします。

本案について、提出者の説明を求めます。

大谷総務文教常任委員長。

●大谷総務文教常任委員長 意見書案第3号。提出者、豊頃町議会議員大谷友則、賛成者、豊頃町議会議員菅谷誠、同上津久井精一、同上杉野好行。

特定秘密保護法の凍結を求める意見書の提出について。

上記の議案を、別紙のとおり、会議規則第14条の規定により提出します。

特定秘密保護法の凍結を求める意見書。

特定秘密保護法案は国民主権と深くかかわることから、国民の多くが慎重審議や反対を求めていたにもかかわらず、審議不十分なまま強行採決により法案を成立させました。

特定秘密保護法案は、行政機関の長が安全保障にかかわると判断すれば、どのような行政情報も特定秘密と指定でき、その情報を国民に隠し続けることが可能な法律であると言わざるを得ません。

政府は、特定秘密の指定や解除を観察する機関を首相官邸や内閣府に置くと表明しましたが、国民の不安を解消するものにはなっていません。

特定秘密保護法は、故意であれ、過失であれ、秘密とされた情報を漏らした公務員が罰せられるだけでなく、秘密を知ろうとした国民も処罰されるおそれがあり、国民の知る権利や言論や表現、報道の自由が侵害される危険性が高く、日本国憲法における国民主権の原則、基本的人権の尊重や平和主義の侵害も否定できません。

以上により、国会での審議も十分されているとは言えない、国民の知る権利を侵害する特定秘密保護法の凍結を強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出します。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、防衛大臣。

●小野木議長 これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

( 質 疑 な し )

●小野木議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

( 討 論 な し )

●小野木議長 討論なしと認めます。

これから、意見書案第3号を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

( 異 議 な し )

●小野木議長 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第3号は、原案のとおり可決されました。

### ◎ 議員派遣の件

●小野木議長 日程第9 議員派遣の件を議題とします。

議員の派遣については、お手元に配付のとおりです。

職員に文章を朗読させます。

高井事務局長。

●高井事務局長 議員派遣の件。

次のとおり、議員を派遣するものとする。

記。

1 姉妹都市交流。

- ・ 目 的 姉妹都市との交流及び大災害からの復興状況の調査のため。
- ・ 派遣期日 平成26年4月22日（火）から同月24日（木）。
- ・ 派遣場所 福島県相馬市。
- ・ 派遣議員 全議員。

以上です。

●小野木議長 お諮りします。

ただいま事務局長が朗読しましたとおり、議員を派遣したいと思います。ご異議ありませんか。

（ 異 議 な し ）

●小野木議長 異議なしと認めます。

したがって、議員の派遣については、ただいま事務局長が朗読しましたとおり、議員を派遣することに決定しました。

◎ 委員会の閉会中の所掌事務調査の申し出の件

●小野木議長 日程第10 委員会の閉会中の所掌事務調査の申し出の件を議題とします。

議会運営委員会委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配りました申出書のとおり、閉会中の所掌事務調査の申し出がありました。

お諮りします。

議会運営委員会委員長から申し出のとおり、閉会中の所掌事務調査とすることにご異議ありませんか。

（ 異 議 な し ）

●小野木議長 異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の所掌事務調査とすることに決定しました。

◎ 会期中の閉会

●小野木議長 日程第11 会期中の閉会の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会議に付された事件はすべて終了しました。したがって、会議規則第7条の規定によって、本日で閉会したいと思います。ご異議ありませんか。

（ 異 議 な し ）

●小野木議長 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は、本日で閉会することに決定しました。

◎ 閉議宣告

●小野木議長 これで、本日の会議を閉じます。

◎ 閉会宣告

●小野木議長 これをもって、平成26年第1回豊頃町議会定例会を閉会します。

午後 0時01分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名します。

議 長

署名議員

署名議員